

昭和51年12月27日

門真市条例第34号

改正 昭和63年3月31日門真市条例第7号 平成18年12月26日門真市条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を門真市新橋町3番4―101号に設置する。

2 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
門真市立図書館門真市民プラザ分館	門真市大字北島546番地

(職員)

第3条 図書館に館長、分館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、門真市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年5月1日から施行する。